

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飯田市営住宅への入居について

飯田市建設部地域計画課住宅係

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用先の経営悪化等により、社員寮や社宅等現に居住している住居から退去を余儀なくされる離職解雇者やその同居親族の方を対象に、当面の間、飯田市営住宅への入居申込みの受け付けを行います。

1 相談受付窓口

飯田市役所 地域計画課住宅係（住所：飯田市大久保町2534番地）
平日、午前8時30分から午後5時15分まで。

2 提供できる団地

お問い合わせいただいた時点で入居が可能な住宅を紹介します。

3 受付期間

令和2年4月20日（月）以降、当面の間、受け付けます。

4 申込資格

次の要件をすべて備えている方

(1) 飯田市内に住所のある方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による令和2年4月7日以降の離職解雇者やその同居親族に該当することが客観的に証明できる方。

ただし、失業等給付を受給されている方を除きます。

(2) 喪失する住居が次のア、イ、ウのいずれかに該当する方

ア 社員寮や社宅など、雇用先が賃貸していた住居

イ 住居手当等により居住可能だった住居

ウ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住宅

(3) 入居しようとする同居者全員が暴力団員でないこと。

5 入居の条件

(1) 入居期間 : 原則として1年間を超えない期間

(2) 家賃 : 第1収入分位の家賃（最も低額な家賃）相当額の3分の1を減じた額（光熱水費、共益費等は入居者負担）

(3) 連帯保証人及び敷金：免除

6 必要書類

(1) 飯田市営住宅一時使用許可申請書

(2) 誓約書

(3) 離職解雇者の身元や住所地等が確認できるもの

(住民票、免許証、保険証等、同居親族がいる場合はその方も含む)

(4) 離職解雇者等であることを確認できる書類

対象者 (以下のいずれかに該当する方)	確認書類
①社員寮や社宅など、雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる方	・寮または社宅からの退去通知等 (寮などから退去することがわかる書類)
②住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方	・給与明細書 (住居手当が支給されていたことがわかる書類)、賃貸住宅の契約書 (借家に住んでいたことがわかる書類)
③解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方	・失業等給付の申請 (離職票・失業給付受給できないことがわかるもの、離職理由等確認できるもの)、賃貸住宅の契約書 (借家に住んでいたことがわかる書類)

備考1 全対象者について、解雇されたことがわかる解雇通知が必要となります。

備考2 ②③について、失業等給付を受給されている方は対象外となります。

7 その他

- (1) 家財の用意や電気・水道・ガスの使用手続きは入居される方がご自身で行ってください。退去時の解約も各自で行ってください。
- (2) 共益費の負担が必要な団地があります。自治会等の扱いにより入居される方がご負担ください。
- (3) 駐車場は1台分です。2台目以降や1台目でも駐車場に収まらない大型車につきましては、団地敷地以外の駐車場を入居される方のご負担でご準備ください。
- (4) ペットの飼育はできません。他の方へ預ける対応等していただき団地には連れ込まないでください。

飯田市建設部地域計画課住宅係
電話：0265-22-4511 (代表) 内線 3795
FAX：0265-52-1133